# 各種奨学金の所得基準について

貸付型・給付型奨学金ともに所得基準を設けております。基準については、**〔世帯所得金額〕－〔世帯状況に応じた特別控除額（Ⅰ：特別控除額表）〕が所得基準額（Ⅱ：所得基準額表）を下回っていることが条件**となります。

※ 各世帯分の収入（年収）ではなく、所得で計算いたします。また、所得金額については、石垣市税務課が発行する市県民税所得証明書に記載されている総所得金額を基に計算いたします。

※ 特別控除については、奨学金を受ける日時点を想定して控除いたします。つまり、現在高校３年生であっても大学生としてその金額を控除いたします。

【所得基準計算式】（①世帯所得）－（②特別控除）＝（③算出額）
（③算出額） ＜ （④所得基準額）

例
- 世帯の総所得金額が 470 万円
- 奨学金希望者が高校３年生
- 妹（中学３年生）、弟（５歳）がいる５人家族

1.市県民税所得証明書に記載されている総所得金額を年収がある世帯全員分を足す → ①470 万円

2.（R7.4 月時点での）世帯の状況に合う控除事由を選ぶ

→ ・本人（自宅外通学の大学生＝130 万円）
・妹 （自宅通学の高校生＝37 万円）
・弟 （未就学児＝8 万円）
合計②175 万円

3. ①470 万円 － ②175 万円 ＝ ③295 万円

4. ③295 万円と、（Ⅱ：所得基準額表）から５人世帯の基準額を比較
→ ③295 万円 ＜ ④328 万円

③算出額が④所得基準額を下回っているため対象となります。

＜Ⅰ：特別控除額表＞

| 控除事由 | 特別控除額 | | |
|---|---|---|---|
| 母子・父子世帯 | | | 45 万円 |
| 就学者のいる世帯（1 人につき） | | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| | 小学校 | 8 万円 | 25 万円 |
| | 中学校 | 15 万円 | 32 万円 |
| | 高等学校、高等専門学校（1～3 年生課程） | 37 万円 | 54 万円 |
| | 大学、短期大学、大学院、高等専門学校（4 年生課程以上）、専門学校等 | 91 万円 | 130 万円 |
| 未就学児のいる世帯（1 人につき） | | | 8 万円 |
| 父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯 | 父母以外の者の所得者一人につき 35 万円。ただし、その所得が 35 万円未満の場合はその金額。 | | |

＜Ⅱ：所得基準額表＞

| 世帯人員 | 基準額 |
|---|---|
| 1 人 | 152 万円 |
| 2 人 | 243 万円 |
| 3 人 | 278 万円 |
| 4 人 | 305 万円 |

| 世帯人員 | 基準額 |
|---|---|
| 5 人 | 328 万円 |
| 6 人 | 344 万円 |
| 7 人 | 360 万円 |
| 8 人 | 376 万円 |

※上記控除要件は一例です。控除要件は家庭状況に応じて他にもありますので、詳しくは、石垣市教育委員会までお気軽にお問い合わせください。